

11団体が違約金条項導入

不正行為に抑止力を

国交省調べ

国土交通省の調べによると、47都道府県・13政令指定都市のうち、神奈川県や岐阜県、香川県など11団体が、15年4月から、不正行為に対し請負代金の一定割合を違約金として支払わせる制度(違約金特約条項)をスタートさせた。さらに栃木県、石川県、京都府も導入を検討している。

15年度に制度をスタートさせたのは、福島県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、岐阜県、三重県、新潟県、香川県、大分県、宮崎県、千葉県の計11団体。違約金率では、長野県が20%、残る10団体は

いずれも10%。13年1月に岩手県が導入に踏み切って以来、13年度に17団体、14年度には16団体が導入を決定。さらに15年度当初からスタートした11団体を合わせると、60都道府県・政令市の7割以上となる45団体で導入済みとなった。違約金率は5団体が20%、残る40団体が10%となっている。

ただし、これまでに同制度を適用した事例は報告されていない。

国土交通省でも、15日に発表した入札・契約制度改革の方策の一つとして、すべての直轄工事を

対象に同制度を導入する方向を示した。違約金率は10%を軸に調整中。独占禁止法違反、競売入札

妨害、刑法談合の三つを

不正行為と定義し、それが確定した段階で適応する予定。5~6月の

スタートを目指している。

国土交通省では、他省庁や関係公団にも方針を説明する考え方であり、同制度

は10%を軸に調整中。独占禁止法違反、競売入札

妨害、刑法談合の三つを

不正行為と定義し、それが確定した段階で適応する予定。5~6月の

スタートを目指している。

国土交通省では、他省庁や

関係公団にも方針を説明する考え方であり、同制度

は10%を軸に調整中。

国土交通省では、「とび・

土工などの建設業許可を

14年度の状況を「過当競争が建設業者を疲弊

データバンクでは、

度以来4年ぶりの減少

となたたとはい、依然として厳しい淘汰の波にさらさ

れている状況だ。

データバンクでは、

</div